「建設工事の前金払限度額の改正について」

厳しい経済状況の中、受注者の資金の円滑化を図るため、また、建設工事の適正な施工を確保するため、中間前金払を含む前金払の限度額を改正します。
（平成２６年４月１日以降の新たな契約分から適用します。）

	改正前	改正後
前金払の限度額	１億円	５億円